

第5号様式

民間事業者名簿

1 基本情報

登録番号	登録年月日 (変更登録年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業主の有無
R元-4	令和元年9月30日 (令和6年3月29日)	株式会社志賀郷杜栄	代表取締役 今西 恵一	綾部市向田町観音前26	0773-21-4490	有

注1 認定事業主とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定をうけた事業主をいう。

2 経営管理実施権の設定を受けることを希望する京都府内市町村

府内全域

（京都乙訓） （山城） （南丹） （中丹） （丹後）

京都市 宇治市 木津川市 笠置町 亀岡市 福知山市 宮津市

向日市 城陽市 久御山町 和束町 南丹市 舞鶴市 京丹後市

長岡京市 八幡市 井手町 精華町 京丹波町 綾部市 伊根町

大山崎町 京田辺市 宇治田原町 南山城村 与謝野町

注1 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第2項の規定による経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村のチェック欄にチェック（複数可）

3 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無		
6人 (6人)	1人 (1人)	有	有		
社会・労働保険等への加入状況					
労災保険 (林業現場作 業職員)	労災保険 (事務系等職 員)	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
6人	1人	7人	7人	7人	7人

注1 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、または4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

注2 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注3 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注4 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

4 技術者の数

技術者数					
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林作業道 作設 オペレーター	技術士
3 人	3 人	人	人	1 人	人
技術者数					
技能士	林業技士	森林総合管理 士	その他 (一級土木施 工管理技士)	その他 (測量士補)	
人	2 人	人	人	人	

注1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、(財)京都府林業労働支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 森林総合監理士とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

5 林業機械の保有状況

現状【登録時】										
グラッ ブル	プロセッ サ	ハーベス タ	フォワー ダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	林内作業 車	3tダンプ	バック ホー	アイオン	その他 ()
3 台	1 台	台	台	台	台	3 台	1 台	1 台	1 台	台

注1 1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。

6 生産量の増加又は生産性の向上

(1) 事業期間等

① 目標とする事業年度： 令和10年度（ 5 年後）
2024年(令和6年)4月1日 ～ 2029年(令和11年)3月31日

② 直近の事業年度： 【令和4年度】 2022年(令和4年)4月1日 ～ 2023年(令和5年)3月31日

(2) 事業量等

事業区分	指標	内訳	直近3事業年度の実績			目標とする事業年度の見込 (令和10年度)	目標とする項目
			直近の前々年 (令和2年度)	直近の前年 (令和3年度)	直近 (令和4年度) ※現状値		
素材生産	主伐	面積 (ha)	直営				0
			請負				
			合計	0	0	0	
		材積 (m3)	直営				0
			請負				
			合計	0	0	0	
	生産性【直営】	人工(人・日)				-	
		生産性(m3/人日)	-	-	-		
	間伐	面積 (ha)	直営	45	36	26	100
			請負				
			合計	45	36	26	100
		材積 (m3)	直営	3,355	2,905	3,000	10,000
請負							
合計			3,355	2,905	3,000	10,000	
生産性【直営】	人工(人・日)	797	619	943			
	生産性(m3/人日)	4.21	4.69	3.18	6.3		
造林・保育	植付	面積 (ha)	直営				
			請負				
			合計	0	0	0	
	下刈り	面積 (ha)	直営				
			請負				
			合計	0	0	0	
	その他	面積 (ha)	直営				
			請負				
			合計	0	0	0	

注1 目標とする事業年度は、応募申請者の事業年度とし、5年後の事業量等について記載すること。

注2 事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。

注3 直近3事業年度の実績および目標とする事業年度の見込を記載する。

注4 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックする。

注5 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下「直営施業」という）。

注6 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

注7 素材生産に係る材積は丸太材積とすること。

注8 生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

注9 人工には、生産作業に要した作業延人数を記載すること。なお、生産作業の範囲は「伐木・造材」および「集材」とし、集材は、山元土場における「はい積」までとする。

注10 造林・保育のうち、「その他」には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

7 生産管理または流通合理化等

(1) 適切な生産管理

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取り組む意 向がある	
・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・作業システムの改善	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・その他（実施業のデータ収集）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

(2) 原木の安定供給・流通合理化等

・製材工場等需要者との直接的な取引	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・森林所有者や工務店等との連携	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・その他（製材所の直接運営）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直しを行い積算業務を可能としている ・製材所運営を行い消費者との直接的な取引を行う ・木材流通業者との直接的な取引を行う ・森林所有者からの直接取引や工務店等と連携した木材の安定供給・流通合理化等 |
|--|

8 造林・保育の省力化及び低コスト化

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取り組む意 向がある	
・伐採と造林の一貫作業システムの導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(5年後)
・コンテナ苗の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(5年後)
・低密度植栽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(5年後)
・下刈りの効率化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(5年後)
・その他（ ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

<p>高密度路網を展開し、高性能林業機械を導入するシステムの構築に取り組んでいる。 現時点で、間伐を主体として取り組んでおり、主伐・再造林に取り組む計画はないが、今後実施していく意思はある。 下刈りにおける機械化の導入を検討する予定。</p>

9 主伐後の再造林の確保

・主伐および主伐後の再造林を一体的に実施する体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(5年後)
・主伐後の適切な更新	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(5年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

<p>現時点で、主伐・再造林の実施に取り組む計画はないが、今後実施していく意思はある。 具体的には、小面積の計画的な皆伐を行い、植栽においてはスギ、ヒノキだけでなく有用な広葉樹の植栽を考慮した森林経営計画を策定する。</p>
--

10 生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年間 以上	1年間 以上	1年間 未満	実績なし
・ 素材生産の事業実績	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 造林・保育の事業実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

- ・ 現場作業職員の現場従事実績が3年以上である
- ・ 京都府立林業大学卒業生在職有り。
- ・ 京都府（振興局）主催の森林作業道講習時における講師（オペレーター）在職（派遣実績有り）

11 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定等して いる	1年以内に 策定等する 予定	策定等する 意向がある	
・ 独自の行動規範等の策定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ 所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

京都府のガイドラインを遵守している。

12 雇用管理の改善及び労働安全対策

(1) 雇用管理の改善

	取り組んで いる	1年以内に 取り組む予 定	取り組む意 向がある	
・ 現場作業職員の常用化	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ 現場作業職員への月給制の導入	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ 退職金共済への加入などの福利厚生の充実	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ その他 ()				

(2) 労働安全対策

・ 現場作業職員等への安全衛生教育	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ 労災保険への加入（一人親方組合等の特別加入を含む）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ リスクアセスメント	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ 防護具の着用の徹底	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ 作業現場の安全巡回	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ 林業労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

(1)および(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

- ・ 月給制度・週休2日制の導入
- ・ 計画的な研修実施等の教育訓練の充実・退職金共済（中退共）への加入
- ・ 安全教育・訓練の実施（月/1回） ・ 新規入場時教育の実施（各現場/1回）
- ・ 緑の雇用研修中にある京都府林業支援センターからの定期的な監督、検査

13 コンプライアンスの確保

- | | はい | いいえ |
|---|--------------------------|-------------------------------------|
| ・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・11の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |

14 常勤役員の設置（※法人のみ）

- | | 設置している | 設置に取り
組む意向が
ある | (年後) |
|--------------|-------------------------------------|--------------------------|-------|
| ・常勤役員を設置している | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。